

就労継続支援 A 型の状況について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
職業安定局障害者雇用対策課

就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
 - 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 最低賃金含め、労働関係法令の適用あり
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価（令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定）

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5 : 1の場合>

報酬区分		基本報酬
スコア	170点以上	791単位/日
	150点以上170点未満	733単位/日
	130点以上150点未満	701単位/日
	105点以上130点未満	666単位/日
	80点以上105点未満	533単位/日
	60点以上80点未満	419単位/日
	60点未満	325単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日

※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位/日

※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位(1回に限り)

※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30～資格保有者に公認心理師を追加

⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



○ 事業所数

4,472 (国保連令和 6年 7月実績)

○ 利用者数

87,262 (国保連令和 6年 7月実績) 1

スコア方式による評価項目の見直し

- **経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。**
 - ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
 - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価



【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～ <u>90</u> 点で評価
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価	<u>-20</u> 点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～ <u>15</u> 点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～ <u>15</u> 点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	<u>経営改善計画の作成状況により評価</u>	<u>-50</u> 点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	<u>0</u> 点～10点で評価

就労継続支援 A 型における生産活動の経営状況（令和 5 年 3 月末時点）

- 就労継続支援A型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている^(注)事業所は3,715事業所のうち1,882事業所（50.7%）

(注) 就労継続支援A型事業所については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）第192条第2項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」こととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

【生産活動の経営状況（令和 5 年 3 月末時点）】

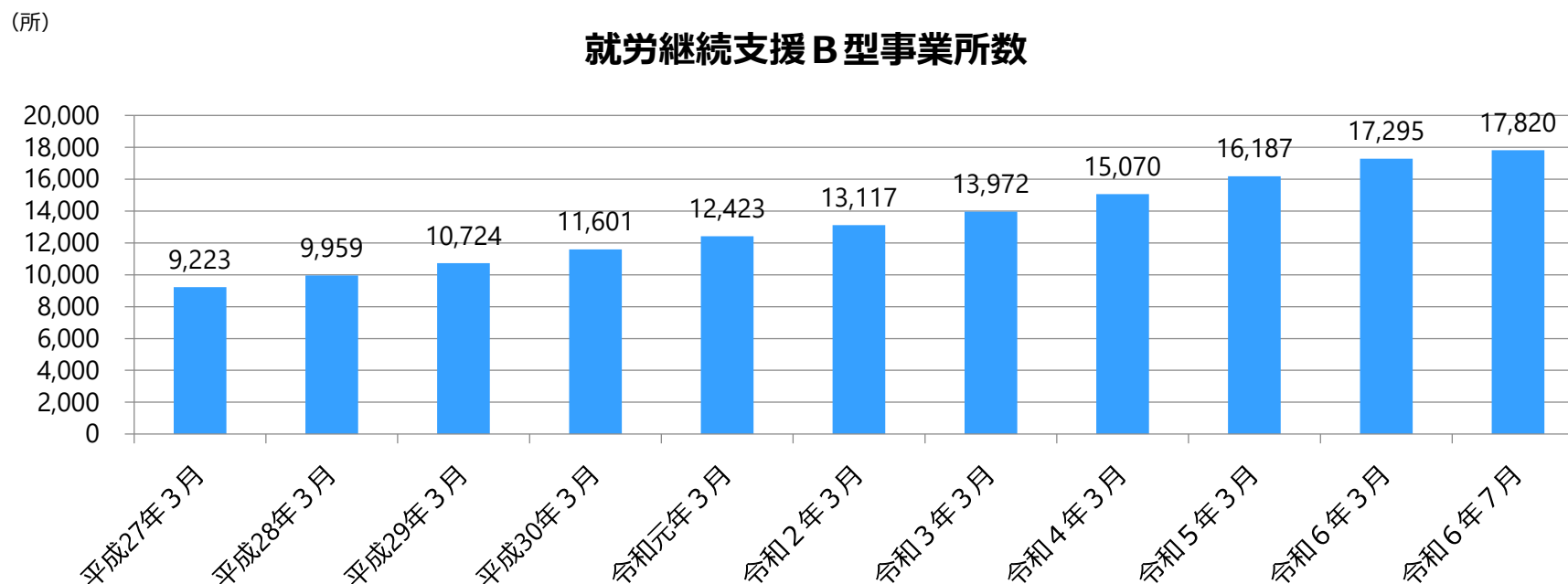
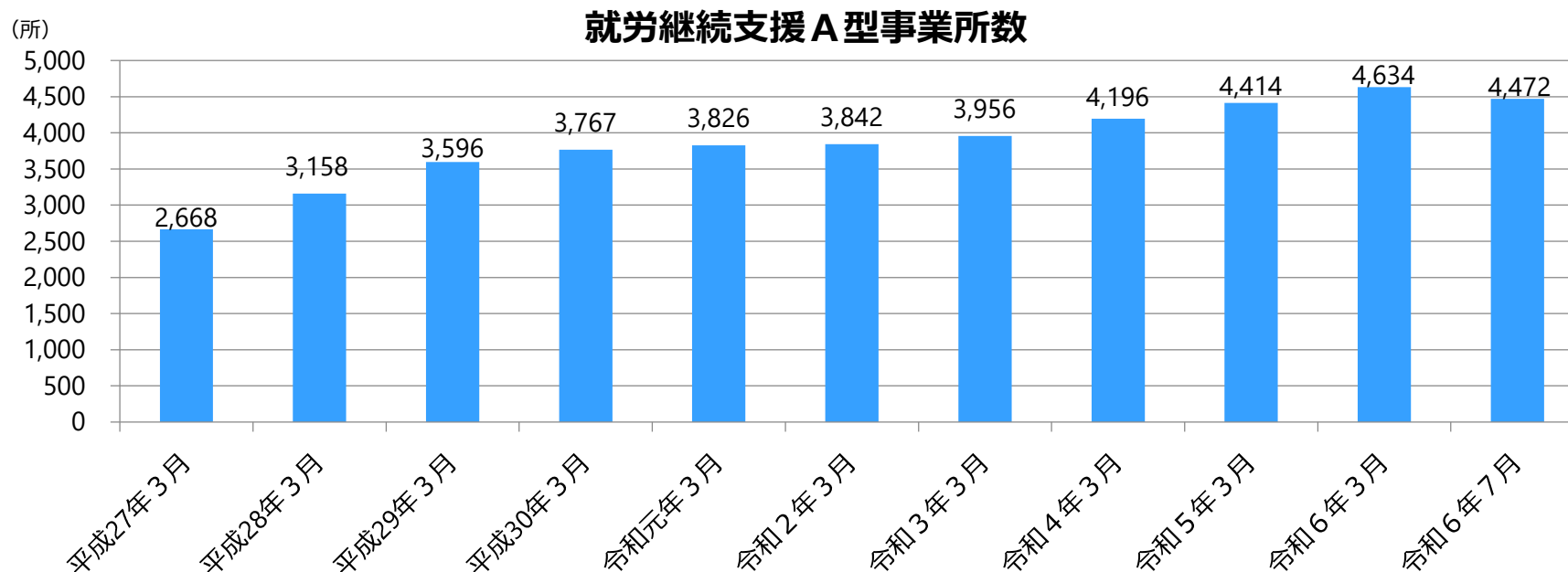
指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,472	3,715	1,882	50.7%
(4,228)	(3,512)	(1,984)	(56.5%)

※ 1 () 内に昨年度の状況（令和 4 年 3 月末時点）を記載

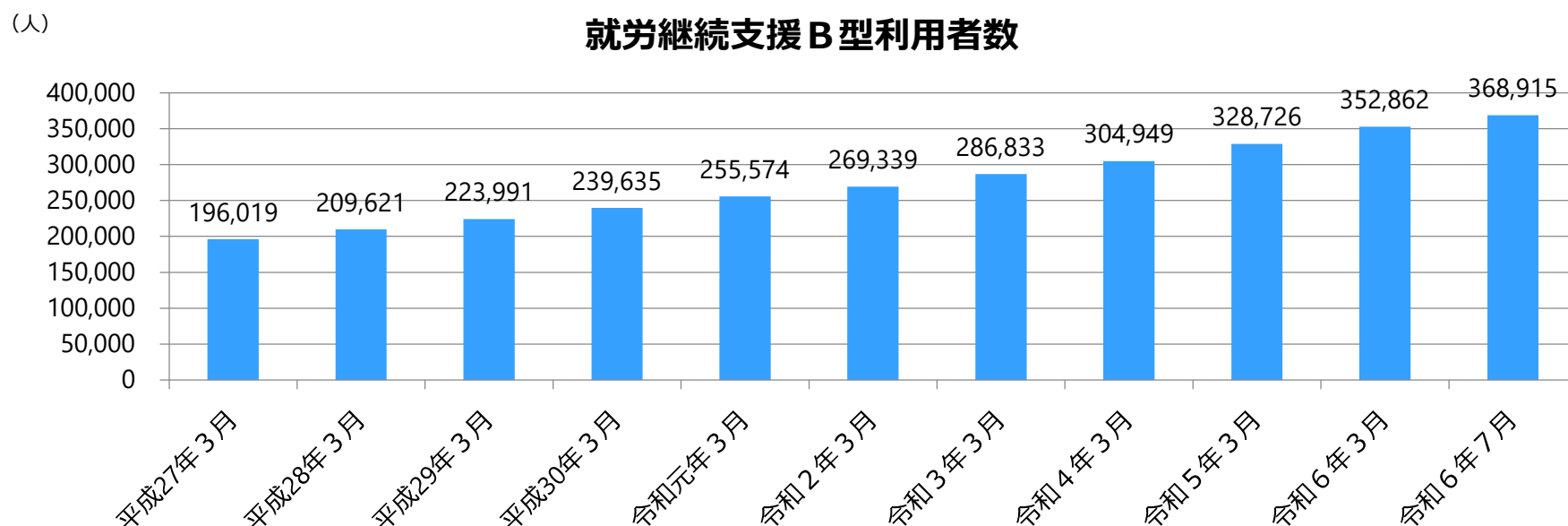
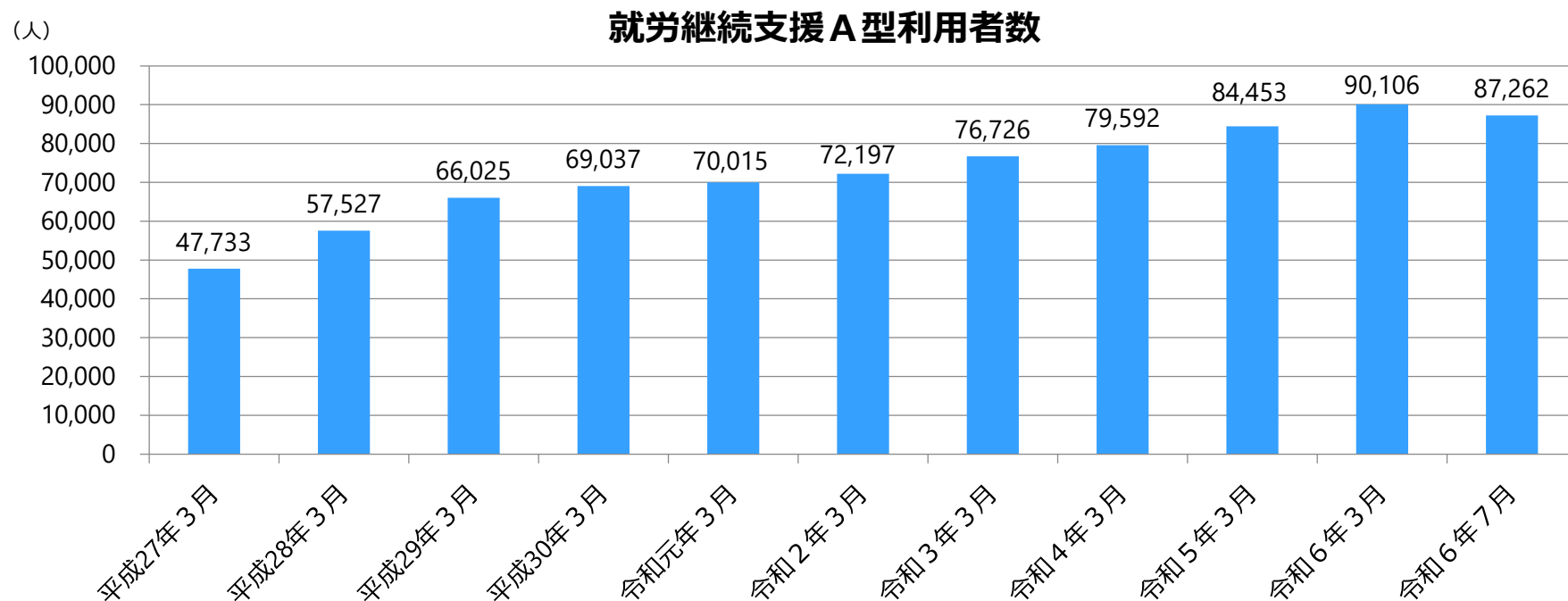
※ 2 指定基準を満たしていない事業所（1,882）のうち、経営改善計画書を提出している事業所は1,690事業所（提出率89.8%）

※ 3 指定基準を満たしていない事業所（1,882）のうち、令和 4 年 3 月末時点も指定基準を満たしていない事業所は1,507事業所（80.1%）

就労継続支援 A 型・B 型：事業所数の推移



就労継続支援 A 型・B 型：利用者数の推移



就労継続支援 A 型事業所・利用者に対する取組状況

今般の就労継続支援 A 型事業所（以下「A 型事業所」という。）の状況に関し、福祉・雇用の両面から、A 型事業所及びその利用者に対して以下の取組を実施

福祉

- A 型事業所を廃止する際の留意点について、都道府県等に対して改めて周知徹底を依頼。
 - ・継続的なサービス利用の希望者への便宜提供の事業者責務（※）の徹底、廃止届を受理する際の留意点、廃止日以降もサービス提供を希望する利用者の取扱い等（平成29年事務連絡）を再周知（令和6年4月）
 - ・上記内容の周知徹底を改めて依頼するとともに、利用者への継続的なサービス確保に向けた、指定権者と支給決定権者の更なる連携を通じた支援、都道府県労働局・ハローワークとの情報共有等の強化について依頼（令和6年10月）
- A 型事業所の経営に関する支援
 - ・工賃向上計画支援等事業等により、都道府県を通じ、A 型事業所の経営改善・商品開発等への支援を実施

雇用

- 令和6年3月以降、A 型事業所を解雇された利用者に対して、ハローワークにおいて以下の支援を実施。
 - ・離職予定の障害者を適切にハローワークでの支援につなげるため、地方自治体との情報共有や連携した再就職支援の実施
 - ・離職を余儀なくされる障害者に対して、個々の障害特性を踏まえたきめ細かな専門的・個別的な職業相談・職業紹介の実施
 - ・一般就労に移行できる就労能力があると思われる障害者に対して、本人の意向も踏まえつつ、一般就労への移行を実現するために、能力や希望にあった条件の求人との適切なマッチング
 - ・離職予定の障害者の意向を踏まえた事業所訪問等によるハローワークの利用方法、雇用保険の手続き及び各種支援策等に関する説明会や出張相談
 - ・円滑な受給資格決定に向けた雇用保険の集団受付
 - ・就労継続支援 A 型事業所の離職者向けの企業見学会、就職面接会の開催

（※）障害者総合支援法第43条第4項

指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

就労継続支援 A 型事業所の解雇者数について

- 令和6年3月から7月までにハローワークが解雇届により把握した障害者の解雇者数は4,884人であり、このうち4,279人が就労継続支援A型事業所(※1)の利用者であった。
- また、当該事業所の解雇者のうち、令和6年8月末時点で再就職が決定した者は936人、就労継続支援B型事業所への移行(予定)者は2,073人であり、これらが全体の7割程度を占めている(※2)。

(令和6年3月～7月の解雇者数(速報値))

(人)

	3月	4月	5月	6月	7月	合計
全数	823	1,013	1,350	872	826	4,884
うち、A型事業所(※1)	698	887	1,241	766	687	4,279

(令和6年3月～7月の解雇者の再就職状況等)(※2)

(人)

解雇者数	再就職決定者数		B型事業所への移行(予定)者数	求職中の人数		その他(※3)
		うち、A型事業所への就職			うち、ハローワークで再就職支援中	
4,279	936	696	2,073	949	932	321

(※1) 就労継続支援A型事業所の解雇者数は、各月内に10人以上の解雇届が提出された事業所における解雇者数に限る。なお、当該事業所のうち9割超は生産活動収支が赤字の事業所。

(※2) 令和6年8月末時点の把握状況

(※3) 「その他」は令和6年8月末時点で今後の意向が未定である者、再就職の希望がない者等が含まれる。